

官報 号外

平成十二年十月三十一日

○第一百五十回 衆議院會議録 第八号

平成十二年十月三十一日(火曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

少年法等の一部を改正する法律案(麻生太郎君外五名提出)
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議
○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

○小此木八郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

麻生太郎君外五名提出、少年法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

少年法等の一部を改正する法律案(麻生太郎君外五名提出)

○議長(綿貫民輔君) 少年法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長長勢甚遠君。

少年法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○長勢甚遠君 たいだいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近時、社会を震撼させる少年による凶

悪重大犯罪が相次いで発生するなど少年犯罪の動向は極めて憂慮すべき状況にある上、少年審判における事実認定手続のあり方が問われるとともに、犯罪の被害者に対する配慮を求める声が高まりを見せ、このような問題に的確かつ迅速に対応することが喫緊の国民的課題とされていることにかんがみ、所要の法整備を行うこととするので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、少年及びその保護者に対し、その責任について一層の自覚を促して、少年の健全な成長を図るため、刑事処分を可能とする年齢を引き下げ、故意の犯罪行為により人を死亡させた罪の事件について検察官への送致を原則とする制度等を導入すること、

第二に、少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るため、裁定合議制度並びに検察官及び弁護士たる付添人が関与した審理の導入等の整備を行うこと、

第三に、被害者等に対する配慮を実現するため、被害者等から意見を聴取する制度、被害者等に対し審判結果を通知する制度等を導入することであり、

本案は、去る九月二十九日麻生太郎君外五名から提出され、十月六日日本委員会に付託されたものであります。

委員会においては、同日提出者麻生太郎君から提案理由の説明を聴取した後、十日から質疑に入り、参考人の意見を聴取する等の審査を行いましたところ、二十四日佐々木秀典君外三名から民主党・無所属クラブ提案に係る修正案が、二十七日藤島正之君から自由党提案に係る修正案が、それぞれ提出されました。

本日、本案及び両修正案に対する質疑を終了し、討論、採決の結果、両修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○小此木八郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長 藤井孝男君。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○藤井孝男君 たいだいま議題となりました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

の光熱冷暖房費等に相当するもので、交渉ではなく、最初から排除されるべきであった費目にほかなりません。〇・五%の減額などは外務大臣がわざわざ行くべき交渉であったのかどうか、外務大臣の弁明をお聞きしたいと思います。

実は、この協定には致命的な部分があります。それは、基地移転費用の十二億です。これは、沖繩における国道百四号線付近での射撃訓練場移転費用八億円、及び住民から苦情の激しい厚木などの基地のNLP、連続夜間離着陸訓練の訓練場を硫黄島へ移転することに伴う費用約四億円であると説明されています。米軍の約束によれば、これによってNLPの九割を硫黄島で実施することになっていました。

しかしながら、現在、天候不順や硫黄島が遠隔地で不便なこと、アメリカ軍は、いつの間にか厚木、横田、三沢、岩国の本州四基地でのNLPを以前の水準に回復しています。朝日新聞の調査によると、NLP実施回数三千二百十回のうち、実に八〇・四%が本州四基地で行われていると言われます。これに対しては、既に、大和市からはアメリカ軍との友好関係の断絶、神奈川県知事より訓練中止を求める要望書が提出されています。すなわち、この部分だけでも、費用削減あるいは本州四基地での訓練の中止を求めて再交渉すべきではないでしょうか。外相にこのことをお聞きしたい。

総額六千七百億円の経費負担の中で、なぜこのような少額のテーマを私が問題にするか、疑問を持たれる方もおられるかもしれません。しかし、そうではありません。厚木等基地問題において、明らかにアメリカ側に約束違反があるにもかかわらず、きちんとそれをただし、日本側の主張を貫徹できないことこそ、沖繩における普天間基地移転、そして代替地の十五年の期限問題について、日本政府がアメリカ側にきちんと日本の主張と覚悟を伝えていないという事実の証左にほかならないではないですか。

次に、日米安保の対象であり、東アジアの安全保障において、最も緊急かつ重要な問題である北朝鮮との交渉における外交姿勢について考えてみたい。

まず、米の緊急支援問題があります。北朝鮮の農業が構造的な問題を抱え、慢性的な食料不足にあることは、国連やWFP、世界食糧計画などの指摘からも明らかであります。それに対して人道の観点から食糧援助することに異議を唱えているわけではありません。問題は、それがいわゆる拉致問題などの外交課題と組み合わせられ、そしてその対象が日本米となっている点なのです。

まず、人道的食糧援助なら、すぐに調理し食べることのできる小麦粉を国際市場で調達して送るべきでしょう。なぜ日本で玄米の状態では保存されている古米、古々米、超古米を送るのか。そのような古米を贈られて、北朝鮮の人々は果たして日本の援助に感謝の念を持つのでしょうか。私は大変に疑問に思います。

私は、NGOの代表者としてアフリカに行くことがあります。アフリカで、食料も尽き、山の中をめぐっているときに、現地の人たちからバナナをもらうことがあります。そのときの食糧援助はどんなものでしょうか。それは、そのアフリカの人たちが、自分の畑の中で一番いいバナナを探し、そしてその中の一番いい房を私に分けてくれます。人道的食糧援助というのは、本来そうあるべきものではないでしょうか。

米の価格においても同じようなことが言えます。タイ産の米ならば日本の米の十分の一の価格、日本がWTOによって購入を義務づけられているMA米でも、日本米の四分の一の価格です。これほど財政状況が悪化し、一円の税金もむだにできない状況で、政府はなぜ、国際価格ならば百二十億円程度の五十万トンの米に推定で千三百億円もの支出を行い、国民の財政負担を増加させるのでしょうか。これは、北朝鮮の人道支援に名をかりた累積古米対策以外の何物でもないではない

ですか。これまでの長年の農政の失敗のツケを、人道支援の美名にすりかえることは許されません。一体どのような米を、どのような価格でWFPに貸し付け、その結果として一般会計上の負担は一体幾らになるのか、農水大臣の詳細説明をお聞きしたい。

また、この米支援問題が、いわゆる拉致問題とリンクしていることに深い危惧を感じます。私は長年、危機管理問題の専門家として国際的な誘拐や拉致の問題を研究してきましたが、本来、当事者が水面下で綿密な微調整によって解決すべき問題を、このような形で不用意に、しかも表舞台で交渉することは、日本の外交能力に対して不信感を増大させるだけではなく、まさに拉致された方の生命をも危うくする危険があります。

米支援の約束、そして拉致の疑いのある者を行方不明者として第三国で発見させるという方法での解決策は、いずれも自由民主党の総務会長であった森総理が団長を務めた九七年の訪朝団で出されたということが次第に明らかになってきています。それを政府の公式見解として理解していいのか、官房長官にお聞きしたい。

拉致疑惑に関する森総理自身の二転三転する発言、非公式チャンネルを使っての親書疑惑など、国民の政府に対する不信感に高まっていきます。親書疑惑に関しては、我が党の安住淳外務部長の質問主意書に対し、親書を金正日総書記に送ったことはないという回答がありましたが、それならば、何らかのメッセージを託したのか否か、その内容は何か、官房長官に御回答をお願いしたい。

当然のことながら、拉致と行方不明であるということは根本的に違います。国民が拉致されるといことは、国民の生命財産を守るとい我が国の主権に対する明らかに侵害行為であり、それを行方不明というような便法で扱おうというようなことは、たとえ雑談の中でも、たとえ雑談の中でも

総理大臣が口にすべき表現ではありません。(拍手) しかも、党首討論では、我が党の鳩山由紀夫代表に対し、こんなことに過敏に反応する党首の資質を問うとまで言われましたが、森総理の言うようなこととは一体何か、官房長官の具体的な説明をお聞きしたい。

外交における情報管理についてもお聞きしたい。さきの第三国発見発言について、官邸側が不用意に記者団にブリーフィングしたり、問題が顕在化するや否や、中川前官房長官は説明を二転三転させ、国民や国際社会に不要な憶測、メッセージを送ってしまった。何よりも、政府のスピーカー自身としての役割を担っている中川前官房長官自身が、みずからのスケジュールで辞任に追い込まれるなどは言語道断であり、新官房長官には、前長官をめぐっての疑惑の真相の徹底説明と、新官房長官としてのあり方についてどのように考えられているか、所信をお聞かせ願いたい。

最後に、北東アジアの平和と安全の分水嶺となるであろう二〇〇一年に向けて、また、ようやく見えてきた平和の可能性に、政府はどのようなブランドデザインを描き、それを確保し、担保するためにどのような努力をしているのかを外務大臣にお聞かせ願いたい。

現在、韓国では、ソウルと新義州を結ぶ鉄道、京義線の再開を南北融和のシンボルとして取り組み、韓国側では既に国境地帯の四〇%の地雷が除去され、早期の路線再開を目指して必死の努力が行われています。

日朝間には、拉致、謝罪、賠償、ミサイル問題などさまざまな外交課題がありますが、国交交渉の一方では、日本はこのアジアの平和の機会に何もしていないのではないですか。例えば地雷除去への貢献は、前小淵政権の外交の目玉であり、百億円を地雷除去対策に使用することになっていますが、この京義線再開のための地雷除去に日本が貢

献するといふ話は聞いていません。

現在の森政権は、公共事業のばらまきや財政赤字などの前政権のネガティブな面を継承していきませんが、小淵政権が生み出した数少ない外交成果を何一つ継承していません。小淵前総理が、たとえバフォーマンスとはいえカンボジアの地雷原に立ち、みずから地雷を探査する装置を持ったことは、アジアの友人から大変な評価を得ています。そして、私もそれに対して誇りを持っている。

この歴史的な転換点に立って、アジアの平和と安全のために一体政府は何をしているのでしょうか。憲法にあるように、私たちは国際平和を希求し、国際社会で名誉ある地位を得たいと願う。韓国に金大中大統領の太陽政策があれば、北東アジアにおいて恒久的な飢餓と貧困をなくするような独自の平和政策が日本にこそあつてしかるべきではないでしょうか。(拍手)

今、日本に期待されているのは、まさにそうした平和へのイニシアチブであるということを描いて私の質問を終えます。(拍手)

(國務大臣河野洋平君登壇) 御質問にお答えしたいと思います。

我が国政府は、最近の朝鮮半島を取り巻く好ましい流れを積極的に後押しするために、本年七月に開催されましたG8首脳会議、沖繩サミットでございしますが、におきまして、議長国として歴史的な南北首脳会談を後押しし、同時に、国際社会との対話に向けた北朝鮮の動きを歓迎しつつ、一方で、安全保障、人道等に関する国際社会の懸念等の解決に向けて建設的な対応を期待するとの特別声明を出しております。

また、日朝国交正常化交渉については、韓米両国と緊密に連携し、北東アジアの平和と安定に資する形で、第二次世界大戦後の不正常な関係を正すとの基本方針で臨んでおります。

政府としては、主張すべきは主張しつつ、粘り

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における陸軍部隊の地位に関する協定第二十四条について

強く交渉に当たることにより、一歩ずつ双方の間の大きな隔たりを埋めていくよう努力をしております。

次に、在日米軍駐留経費負担についてお尋ねがございました。

本年一月以降、事務的に米側とこの問題で協議をしつつ検討を行うとともに、私の訪米の機会を含め、閣僚レベルでも、その日米安保関係において占める重要性であるとか、米国の節約合理化努力が我が国国民の理解を得るものであるといった点について、種々意見の交換を行ってきたところでありました。

このような検討を経て、九月、ニューヨークにおきまして開催されたいわゆる2プラス2の際に、労務費については現行水準を据え置くことにも、光熱水料等については施設・区域外の住宅分について負担しないこととし、現行の上限調達量から上記住宅分を差し引いた上でさらに一〇%引き下げた値を新たな上限調達量として定めることと内容とする、新たな特別協定に署名したものでございします。私としては、これは適切な対応であったと考えております。

米空母艦載機夜間着陸訓練は、パイロットの練度維持及び向上のため重要なものでありますが、飛行場周辺の住民に対する騒音の影響をできるだけ軽減する必要があると考え、政府としては、可能な限り多くのNLPを硫黄島で実施するよう米側に申し入れてまいりました。その結果、昨年までの過去五年間の硫黄島での実施率は約八〇%となっております。

しかしながら、本年の現時点においては、天候上の理由等によりまして、硫黄島での実施率は例外的に約二五%となっております。やむを得ない事情によるものとはいえ、政府といたしましては、本年の状況は好ましくないものと考えておりまして、今後とも、できる限り多くのNLPが本州ではなく硫黄島で実施されるよう、既に米側に申し入れをいたしているところでございます。ま

た、先般、コーエン国防長官が来日した際、私からも、NLPについては基地周辺の住民の気持ちに十分配慮することが重要である旨述べたところでありました。

いずれにしても、できるだけ多くのNLPを硫黄島で実施すべきとの点は日米共通の認識であり、NLPに係る訓練移転費について米側との再交渉を行う考えはございません。

北東アジアの平和と安全に向けての努力につきましてお尋ねがございましたが、我が国としては、韓国、アメリカと緊密に連携しつつ、その促進に貢献していく考えであります。具体的には、南北間、米朝間の対話の進展を強く支持するとともに、日朝間の対話に真剣に取り組み、北東アジアの平和と安定の一翼を担っていく考えであります。

また、政府としては、これに加えまして、ASEAN地域フォーラム等の機会を通じて、域内各国との二国間あるいは多国間の対話、協力を積極的に取り組み、もってこの地域の平和と安定に寄与する考えでございます。

対人地雷埋設設国の政府等が行う人道的な対人地雷除去活動に対してお尋ねがございました。

この除去活動に対しまして積極的に支援を行うとの政府の方針には変わりはありません。御指摘の京義線連結事業における地雷除去は、現在のところ、韓国政府より具体的な支援等の要請はなく、韓国政府が主体的に取り組んでおり、このような状況にあって、我が国がいかなる支援が可能であるかを考えることは差し控えたいと存じます。

また、北朝鮮との関係では、政府としては、我が国の北朝鮮への経済協力は国交正常化交渉の妥結が前提となるとの立場を従来より一貫してとってきておりまして、現時点において、この立場を変更することは慎重たるべきと考えております。(拍手)

(國務大臣福田康夫君登壇) 首藤議員の御質問にお答えいたします。

米支援の約束との御指摘がございましたけれども、これは政府ではなく、九七年の与党訪朝団の際の話であります。昨日の記者会見でも申し上げたとおり、九七年の訪朝団の非公式の場におけるやりとりの過程で、食料困難にある北朝鮮側から一例として希望が示されたものであり、これに対して約束を行った事実はありません。

また、拉致を行方不明者として第三国で発見されるという解決策が政府の公式見解かというお尋ねですが、政府としては、現時点において、拉致容疑問題について特定の決着方法を固めているわけではございません。

いずれにせよ、拉致容疑問題は、我が国国民の生命にかかわる重要な問題であり、国交正常化のためには避けて通れない問題であると認識しております。この問題は、国民の納得のいく形で解決することが不可欠と考えており、引き続き国交正常化交渉等を通じて、この問題の解決の糸口を見出すべく粘り強く取り組んでいく決意です。

総理の金正日総書記あて親書についてお尋ねがありました。

御指摘のありました質問主意書で御答弁していただくとおり、親書を送った事実はなく、また何らかのメッセージも、同様託したという事実はないと承知しております。

二十五日の国家基本政策委員会における総理の御発言に関して質問がありました。

御指摘の総理の発言は、日英首脳会談において、中山議員の発言、拉致被害者が北朝鮮以外の場所から出現する、を紹介したことを指したものと承知しております。既に総理が御答弁されているとおり、この発言は、これから北朝鮮との国交樹立を行うという英国の首脳に我が国の立場について十分理解してもらうことが、我が国の対北朝鮮政策上も重要と考えたものであり、また、そ

の内容は既に周知のものであり、殊さらに取り上げて云々することは当を得ていないと考えております。

なお、繰り返し申し上げておられる、拉致容疑問題は、我が国民の生命にかかわる重要な問題であり、国交正常化のためには避けては通れない問題であると認識しており、解決に向けて粘り強く取り組んでいく決意であります。

官邸の情報管理について御質問がありました。第三国発見発言についてのブリーフィングが問題であるとの御指摘ですが、既に御答弁申し上げたとおり、内容は既に周知のものであり、そのようなものとして首脳間で話されたことである以上、記者に説明したことはごく自然なことであり、何ら問題はないものと考えます。

また、中川前官房長官の説明が二転三転したとの御指摘ですが、三年前の議員訪朝団のときの話を紹介した際、個人的発言と説明しましたが、正確ではなかったため訂正したものであり、この点については前官房長官が記者会見で訂正し、おわびしたとおりであります。

さらに、中川前官房長官の辞任に関連して、真相の解明等御指摘がありました。中川前官房長官は、随分昔のことについて、そのときの記憶をたどりながらまじめに説明されたと受けとめております。

さらに、中川前官房長官は、法に触れるようなことは一切していないと国会や記者会見の場で明確に否定しております。

一般論として申し上げます、捜査の必要性があると判断されれば、捜査当局において、法と証拠に基づいて適切に対応されるものと考えています。

官房長官は内閣のスポークスマンとしての役割を担うものであり、私といたしましては、正確な情報を的確に発信することに引き続き努力するとともに、反省すべき点は謙虚に受けとめ、国民の信頼を得られるよう努力してまいりたいと考えています。

す。(拍手)

〔国務大臣谷洋一君登壇〕

○国務大臣(谷洋一君) たいだいまの御質問に当たります、農林水産省としてのお答えを申し上げます。北朝鮮に対する私どもの五十万トンの援助は、あくまでも人道的見地に立った援助だと思っております。そのつもりで我々は対応しております。

しかしながら、先ほど来、外務大臣並びに官房長官からお話ございましたように、国際的な変化、すなわち、北朝鮮と韓国、あるいは北朝鮮とアメリカ、そのほかの国々の変化に伴いまして、我が国もそれに対応することとされたことが内閣として決定されたわけでございます。

米につきましては、国産米を充当し、そして、平成七年並びに八年の米を充当することになっておりますけれども、低温処理をしておりますので、品質においては変わらないと考えております。

私は、先ほどのお話を聞きながら、昭和二十年代におきまして、進駐軍と言われましたアメリカ軍等から放出物資として小麦をいただいたときに、これはもう要らないものを送ってきたというふうな風潮もございましたけれども、我々は、あの二十年代に飢えをしのいだことは間違いのないことであります。

そのことを思い起こしますと、やはり人道的な見地で隣の国である北朝鮮に援助することは必要なことだと考えております。

また、WFPの世界食糧計画におきまして二万円ということになっております。そして、我が国の米価との差は二十万でございますから、その差額につきましては、約一千億の支出が必要でございます。多額の金額でございますけれども、やはり人道上的措置としてこれを行うこととさせていただきます。

以上申し上げて、答弁を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。午後一時四十四分散会

出席国務大臣

- 法務大臣 保岡 興治君
- 外務大臣 河野 洋平君
- 農林水産大臣 谷 洋一君
- 国務大臣 福田 康夫君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る二十六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、昨三十日、内閣から次の報告書を受領した。平成十一年度(出納整理期間を含む。)における予算使用の状況

(議席変更)

一、昨三十日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

- 二七二 大島 理森君
- 三〇六 遠藤 武彦君
- 三〇七 中山 成彬君
- 三〇八 佐藤 静雄君
- 三〇九 増田 敏男君
- 三一〇 萩山 教嚴君
- 三一五 高橋 一郎君
- 三二六 杉山 憲夫君
- 三二七 古賀 正浩君

三二八 笹川 堯君

三二九 柳澤 伯夫君

三三〇 森山 眞弓君

三三一 龜井 久興君

三三二 福田 康夫君

三三三 二田 孝治君

三三四 武部 勤君

三三五 園田 博之君

三三六 齊藤斗志二君

三三七 自見庄三郎君

三三八 額賀福志郎君

三三九 甘利 明君

三四〇 中川 昭一君

三四一 牧野 隆守君

三四二 中川 秀直君

三四三 龜井 善之君

三四四 麻生 太郎君

三四五 谷垣 禎一君

三四六 伊藤 公介君

三四七 北村 直人君

三四八 杉浦 正健君

(理事補欠選任)

一、去る二十七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

文教委員会 理事 山元 勉君 (理事田中甲君去る二十七日理事辞任につきその補欠)

建設委員会 理事 榑床 伸二君 (理事吉田公一君去る二十七日理事辞任につきその補欠)

環境委員会 理事 奥田 建君 (理事細川律夫君去る二十七日理事辞任につきその補欠)

理事 近藤 昭一君 (理事佐藤謙一郎君去る二十七日理事辞任につきその補欠)

理事 近藤 昭一君 (理事佐藤謙一郎君去る二十七日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十四条について承認を求めの件の趣旨説明に対する首藤信彦君の質疑、議長の報告

内閣委員

辞任

補欠

熊谷 市雄君 高木 毅君

井上 和雄君 長妻 昭君

山花 郁夫君 仙谷 由人君

高木 毅君 熊谷 市雄君

仙谷 由人君 山花 郁夫君

長妻 昭君 井上 和雄君

地方行政委員

辞任

補欠

小西 哲君 森岡 正宏君

河村たかし君 前田 雄吉君

森岡 正宏君 後藤田正純君

後藤田正純君 小西 哲君

前田 雄吉君 河村たかし君

議院運営委員

辞任

補欠

吉田 幸弘君 砂田 圭佑君

山花 郁夫君 永田 寿康君

西川太一郎君 松浪健四郎君

砂田 圭佑君 吉田 幸弘君

永田 寿康君 山花 郁夫君

松浪健四郎君 西川太一郎君

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

保坂 展人君 北川れん子君

北川れん子君 保坂 展人君

文教委員

辞任

補欠

田中 甲君 山田 敏雅君

都築 讓君 佐藤 公治君

山田 敏雅君 田中 甲君

佐藤 公治君 都築 讓君

厚生委員

辞任

補欠

田村 憲久君 奥谷 通君

建設委員

辞任

補欠

吉田 幸弘君 砂田 圭佑君

荒井 聰君 肥田美代子君

樋高 剛君 佐藤 公治君

上川 陽子君 北村 誠吾君

奥谷 通君 田村 憲久君

砂田 圭佑君 吉田 幸弘君

肥田美代子君 荒井 聰君

佐藤 公治君 樋高 剛君

北村 誠吾君 上川 陽子君

建設委員

辞任

補欠

阪上 善秀君 水野 賢一君

田中 和徳君 奥谷 通君

平野 博文君 生方 幸夫君

奥谷 通君 田中 和徳君

水野 賢一君 阪上 善秀君

生方 幸夫君 平野 博文君

予算委員

辞任

補欠

福田 康夫君 中川 秀直君

憲法調査会委員

辞任

補欠

杉浦 正健君 山本 明彦君

枝野 幸男君 中村 哲治君

春名 真章君 赤嶺 政賢君

土井たか子君 植田 至紀君

野田 毅君 松浪健四郎君

山本 明彦君 杉浦 正健君

中村 哲治君 枝野 幸男君

赤嶺 政賢君 春名 真章君

植田 至紀君 土井たか子君

松浪健四郎君 野田 毅君

(議案提出)

一、去る二十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

成年年齢の引下げ等に関する法律案(枝野幸男君外三名提出)

君外三名提出)

ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案

(近藤昭一君外三名提出)

議院運営委員長藤井孝男君解任決議案(赤松広隆君外七名提出)

一、去る二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案

一、昨三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

人権に関する教育及び啓発の推進に関する法律案(石毛鏡子君外一名提出)

(議案受領)

一、去る二十七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律案

(委員会審査省略要求書受領)

一、去る二十六日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

議院運営委員長藤井孝男君解任決議案

赤松広隆君外七名

(議案付託)

一、昨三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一、去る二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

成年年齢の引下げ等に関する法律案(枝野幸男君外三名提出)

君外三名提出)

ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案

(議案通知)

一、去る二十六日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十七日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

- 三、河川に関する事項
- 四、道路に関する事項
- 五、住宅に関する事項
- 六、建築に関する事項
- 七、国土行政の基本施策に関する事項

二、調査の目的
建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右よつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

衆議院議長 綿貫 民輔殿
建設委員長 井上 義久

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 二、公害の防止に関する事項
- 三、自然環境の保護及び整備に関する事項
- 四、快適環境の創造に関する事項
- 五、公害健康被害救済に関する事項
- 六、公害紛争の処理に関する事項
- 二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
- 三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間
本会期中

衆議院議長 綿貫 民輔殿
環境委員長 小林 守

平成十二年十月三十一日 衆議院会議録第八号

(質問書提出)

一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

徳山ダムの水源開発に関する質問主意書(石井 紘基君提出)

日朝交渉等に関する質問主意書(西村眞悟君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員今田保典君提出タクシ一の財産権に関する質問に対する答弁書

平成十二年九月二十二日提出
質 問 第 二 一 号

タクシ一の財産権に関する質問主意書

提出者 今田 保典

タクシ一の財産権に関する質問主意書

供給過剰のタクシ一を減車させることについて、運輸省当局は事業者の「財産権」の侵害に当たるとおそれがあるとし、こうした調整施策の取り組みに消極的であるが、本件は掘り下げて検討する必要があると考えることから、次の事項について質問する。

- 一 現在の事業免許制の下において、タクシ一の「財産権」は確立された権利であるのかどうか。
- 二 確立されたとする場合、その根拠法令とこれまでの判例を示されたい。また、その「財産権」は具体的にどのような権利であるのか。
- 三 免許制から許可制に移行し、タクシ一自由化と言われる新たな状況下においても、その「財産権」は存在するものであるのか。

内閣衆質一五〇第二号
平成十二年十月二十七日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
内閣総理大臣 森 喜朗

議長の報告 少年法等の一部を改正する法律案及び同報告書

衆議院議員今田保典君提出タクシ一の財産権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員今田保典君提出タクシ一の財産権に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

いわゆるタクシ一事業は、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一般乗用旅客自動車運送事業に当たるところ、現行の免許制の下では需給調整規制に基づき本事業への新規参入が制限されること等により、既存の事業者の経営が保護されるという面を有するが、免許が付与されているという法的地位自体は取引の対象とならず、憲法第二十九条等に規定する財産権には当たらないと考へている。この点は、許可制に移行した場合においても、同様である。なお、本事業が免許制であるか許可制であるかを問はず、事業者が車両を用いて継続して行っている経営そのものは財産的価値があると考えられ、平成十二年四月二十一日の衆議院運輸委員会における今田委員の質問等に対する運輸省当局者の答弁は、その趣旨を述べたものである。

(答弁通知書受領)

一、去る二十七日、内閣から、衆議院議員松本善明君提出松島基地所属の自衛隊機墜落事故等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十二年十一月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十七日、内閣から、衆議院議員鍵田節哉君提出初中等教育におけるものづくり教育の振興に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十二年十一月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

少年法等の一部を改正する法律案

平成十二年九月二十九日

提出者

- 麻生 太郎 杉浦 正健
- 谷垣 禎一 漆原 良夫
- 高木 陽介 松浪健四郎
- 賛成者 岩屋 毅外四十名

少年法等の一部を改正する法律

(少年法の一部改正)

第一条 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二章第一節中第五条の次に次の二条を加える。

(被害者等による記録の閲覧及び謄写)

第五条の二 裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る保護事件について、第二十一条の決定があつた後、最高裁判所規則の定めるところにより当該保護事件の被害者等(被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この項及び第三十一条の二において同じ。)又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該保護事件の記録(当該保護事件の非行事実(犯行の動機、態様及び結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む。以下同じ。))に係る部分に限る。)の閲覧又は謄写の申出があつたときは、当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認められる場合その他正当な理由がある場合であつて、少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができる。第三

条第一項第二号に掲げる少年に係る保護事件についても、同様とする。

2 前項の申出は、その申出に係る保護事件を終局させる決定が確定した後三年を経過したときは、することができない。

3 第一項の規定により記録の閲覧又は謄写をした者は、正当な理由がないのに閲覧又は謄写により知り得た少年の氏名その他少年の身上に関する事項を漏らしてはならず、かつ、閲覧又は謄写により知り得た事項をみだりに用いて、少年の健全な育成を妨げ、関係人の名誉若しくは生活の平穩を害し、又は調査若しくは審判に支障を生じさせる行為をしてはならない。

(閲覧又は謄写の手数料)

第五条の三 前条第一項の規定による記録の閲覧又は謄写の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第七條から第十條まで及び別表第二の一の項の規定(同項上欄中「事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）」とある部分を除く。を準用する。

第九条の次に次の一条を加える。

(被害者等の申出による意見の聴取)

第九条の二 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第三條第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件の被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹から、被害者に関する心情その他の事件に関する意見の陳述の申出があるときは、自らこれを聴取し、又は家庭裁判所調査官に命じてこれを聴取させるものとする。ただし、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、この限りでない。

第十条の見出しを「付添人」に改め、同条第

一項中「付添人」を「付添人」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「付添人」を「付添人」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2 裁判長は、急速を要する場合には、前項の処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第十三条に次の一項を加える。

3 裁判長は、急速を要する場合には、前項の処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第十七条第三項を次のように改める。

3 第一項第二号の措置においては、少年鑑別所に収容する期間は、二週間を超えることができない。ただし、特に継続の必要があるときは、決定をもつて、これを更新することができる。

第十七条第六項ただし書を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項ただし書の規定による更新は、一回を超えて行うことができない。ただし、第三條第一項第一号に掲げる少年に係る死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件でその非行事実の認定に関し証人尋問、鑑定若しくは検証を行うことを決定したもの又はこれをを行ったものについて、少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある場合には、その更新は、更に二回を限度として、行うことができる。

5 第三項ただし書の規定にかかわらず、検察官から再び送致を受けた事件が先に第一項第二号の措置がとられ、又は勾留状が発せられた事件であるときは、収容の期間は、これを更新することができない。

第十七条に次の二項を加える。

9 第一項第二号の措置については、収容の期

間は、通じて八週間を超えることができない。ただし、その収容の期間が通じて四週間を超えることとなる決定を行うときは、第四項ただし書に規定する事由がなければならぬ。

10 裁判長は、急速を要する場合には、第一項及び第八項の処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第十七条の二第一項中「前条第一項第二号」を「第十七条第一項第二号」に、「最寄」を「最寄り」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「とき」を「時」に、「ことはできない」を「ことができない」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「前条第一項第二号」を「第十七条第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第十七条の四とする。

2 裁判長は、急速を要する場合には、前項の処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第十七条の次に次の二条を加える。

(異議の申立て)

第十七条の二 少年、その法定代理人又は付添人は、前条第一項第二号又は第三項ただし書の決定に対して、保護事件の係属する家庭裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、異議の申立てをすることができない。

2 前項の異議の申立ては、審判に付すべき事由がないことを理由とするにはできない。

3 第一項の異議の申立てについては、家庭裁判所は、合議体で決定をしなければならない。この場合において、その決定には、原決定に関与した裁判官は、関与することができない。

第三十二条の三、第三十三条及び第三十四

条の規定は、第一項の異議の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、第三十三条第二項中「取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送しなければならない」とあるのは、「取り消し、必要があるときは、更に裁判をしなければならない」と読み替えるものとする。

(特別抗告)

第十七条の三 第三十五条第一項の規定は、前条第三項の決定について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「二週間」とあるのは、「五日」と読み替えるものとする。

2 前条第四項及び第三十二条の二の規定は、前項の規定による抗告があつた場合について準用する。

第二十条中「あたるを」を「当たる」に、「照して」を「照らして」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るものについては、同項の決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

第二十二條第一項中「なごやかに、これを行わなければならない」を「和やかに行う」とともに、非行のある少年に対し「自己」の非行について内省を促すものとしなければならないに改め、同条に次の一項を加える。

3 審判の指揮は、裁判長が行う。

第二十二條の次に次の二条を加える。

(検察官の関与)

第二十二條の二 家庭裁判所は、第三條第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて、次に掲げる罪のものにおいて、その非行事実を

認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもつて、審判に検察官を出席させることができる。

一 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪

二 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪

2 家庭裁判所は、前項の決定をするには、検察官の申出がある場合を除き、あらかじめ、検察官の意見を聴かなければならない。

3 検察官は、第一項の決定があつた事件において、その非行事実の認定に資するため必要限度で、最高裁判所規則の定めるところにより、事件の記録及び証拠物を閲覧し及び謄写し、審判の手續(事件を終局させる決定の告知を含む)に立ち会い、少年及び証人その他の関係人に発問し、並びに意見を述べることができ。

(検察官が関与する場合の国選付添人)

第二十二條の三 家庭裁判所は、前条第一項の決定をした場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付さなければならぬ。

2 前項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則の定めるところにより、選任するものとする。

3 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

第二十五條の次に次の一条を加える。

(保護者に対する措置)
第二十五條の二 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査又は審判において、自ら訓戒、指導その他の適当な措置をとり、又は家庭裁判

所調査官に命じてこれらの措置をとらせることができる。

第二十六條第一項及び第二項中「第十七條の二第一項を第十七條の四第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 裁判長は、急速を要する場合には、第一項及び第四項の処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第二十七條の二の見出し中「取消し」を「取消し」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保護処分が終了した後においても、審判に付すべき事由の存在が認められないにもかかわらず保護処分をしたことを認め得る明らか資料を新たに発見したときは、前項と同様とする。ただし、本人が死亡した場合は、この限りでない。

第二十七條の二に次の一項を加える。

6 前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による保護処分の取消しの事件の手續は、その性質に反しない限り、保護事件の例による。

第三十條に次の二項を加える。

4 第二十二條の三第三項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八條第二項の規定により弁護士に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

第三十一條第一項中「参考人」の下に、「第二十二條の三第二項の規定により選任された付添人」を加える。

第二章第二節第三十一條の次に次の一条を加える。

(被害者等に対する通知)
第三十一條の二 家庭裁判所は、第三條第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件を

終局させる決定をした場合において、最高裁判所規則の定めるところにより当該事件の被害者等から申出があるときは、その申出をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、その通知をすることが少年の健全な育成を妨げるおそれがあり相当でない認められるものについては、この限りでない。

一 少年及びその法定代理人の氏名及び住居
二 決定の年月日、主文及び理由の要旨
三 前項の申出は、同項に規定する決定が確定した後三年を経過したときは、することができない。

3 第五條の二第三項の規定は、第一項の規定により通知を受けた者について、準用する。

第三十二條中「付添人から」を「付添人から」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「付添人」を「付添人」に、「こと」を「できない」を「ことができない」に改める。

第三十二條の次に次の五條を加える。

(抗告裁判所の調査の範囲)
第三十二條の二 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれている事項に限り、調査をするものとする。

2 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれていない事項であっても、抗告の理由となる事由に関しては、職権で調査をすることができる。

(抗告裁判所の事実の取調べ)
第三十二條の三 抗告裁判所は、決定をするに ついて必要があるときは、事実の取調べをすることができる。

2 前項の取調べは、合議体の構成員にさせ、又は家庭裁判所の裁判官に囑託することができる。

(抗告受理の申立て)
第三十二條の四 検察官は、第二十二條の二第一項の決定がされた場合においては、保護処分につかない決定又は保護処分決定に對し、

同項の決定があつた事件の非行事実の認定に關し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、高等裁判所に対し、二週間以内に、抗告審として事件を受理すべきことを申し立てることができる。

2 前項の規定による申立て(以下「抗告受理の申立て」という)は、申立書を原裁判所に差し出してしなければならない。この場合において、原裁判所は、速やかにこれを高等裁判所に送付しなければならない。

3 高等裁判所は、抗告受理の申立てがされた場合において、抗告審として事件を受理することを相対と認めるときは、これを受理することができる。この場合においては、その旨の決定をしなければならない。

4 高等裁判所は、前項の決定をする場合において、抗告受理の申立ての理由中に重要な点と認められるものがあるときは、これを排除することができる。

5 第三項の決定は、高等裁判所が原裁判所から第二項の申立書の送付を受けた日から二週間以内になければならない。

6 第三項の決定があつた場合には、抗告があつたものとみなす。この場合において、第三十二條の二の規定の適用については、抗告受理の申立ての理由中第四項の規定により排除されたもの以外のものを抗告の趣意とみなす。

(事件が受理された場合の国選付添人)
第三十二條の五 前条第三項の決定があつた場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、抗告裁判所は、弁護士である付添人を付さなければならぬ。

(準用)
第三十二條の六 第三十一條の二、第三十二條の三及び前条に定めるもののほか、抗告審の審理については、その性質に反しない限り、

獄又は警察官署に出頭しないときは、刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十七条の例による。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(少年法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に家庭裁判所に係属している事件についてとられる少年法第十七条第一項第一号の措置における収容の期間の更新及び通算した収容の期間の限度については、第一条の規定による改正後の同法(以下「新法」という。)第十七条第三項から第五項まで及び第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新法第二十二條の二の規定(新法において準用し、又はその例による場合を含む。)は、この法律の施行の際現に裁判所に係属している事件の手續並びにこの法律の施行後に係属する当該事件の抗告審及び再抗告審の手續については、適用しない。

4 新法第二十七條の二第二項の規定は、この法律の施行後に終了する保護処分について適用する。

5 この法律の施行前にした行為に係る検察官への送致、刑の適用及び仮出獄を許すことができるまでの期間については、なお従前の例による。

(刑事訴訟法の一部改正)

第三条 刑事訴訟法(昭和二十二年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項中「地方裁判所」の下に「又

は家庭裁判所を加え、同条第二項中「地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所を」地方裁判所又は家庭裁判所の一人に改め、同項ただし書中「但しを」ただしに、「申立を」申立てに改める。

第二十四條第二項中「地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは」を「地方裁判所若しくは家庭裁判所の一人の裁判官又は」に、「申立を」申立てに改める。

第三百十六條中「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

第四条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八條中「監獄」の下に「(少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第五十六條第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この節並びに第四十八條、第四十八條の三及び第五十五條の二において同じ。)」を、「受刑者」の下に「(少年法第五十六條第三項の規定により少年院において刑の執行を受ける者(以下「少年院収容受刑者」という。)を含む。以下同じ。)」を加え、「(昭和二十三年法律第百六十八号)を削り、「(在院者」の下に「(少年院収容受刑者を除く。以下この節並びに第四十七條及び第五十五條の二において同じ。)」を加える。

第四十八條第二項中「言渡を」言渡しに改め、「(在監者」の下に「(少年院収容受刑者を含む。第五十四條及び第五十五條の二において同じ。)」を加え、「受け終わった」を「受け終わった」に改める。

第五十四條第二項中「(在監中の者を)」(在監者」に改める。

(少年の保護事件に係る補償に関する法律の一部改正)

第五条 少年の保護事件に係る補償に関する法律(平成四年法律第八十四号)の一部を次のように

少年法等の一部を改正する法律案及び同報告書

改正する。

第二条第一項中「されたを」を「され、その決定が確定した」に改め、同項第一号中「第十七条の二第一項を」第十七条の四第一項に改め、同条第二項中「第二十七條の二第一項」の下に「又は第二項を加え、「あつたを」を確定した」に改める。

第五条第二項中「決定をした」を「決定が確定した」に改める。

第六條 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第一号中「送致された者」の下に「及び少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第五十六條第三項の規定により少年院において刑の執行を受ける者」を加える。

第十一條第一項第二号中「(昭和二十三年法律第百六十八号)を削り、「保護処分」の下に「及び懲役又は禁錮の言渡しを受けた十六歳未満の少年に対する刑」を加え、同項第二号中「家庭裁判所」の下に、「監獄の長」を加える。

理由 最近の少年犯罪の動向等にかんがみ、少年及びその保護者に対し、その責任について一層の自覚を促して少年の健全な成長を図るため、刑事処分を可能とする年齢の引下げ、故意の犯罪行為により人を死亡させた罪の事件について検察官への送致を原則とする制度等を導入するとともに、少年審判における事実認定手續の一層の適正化を図るため、裁定合議制度並びに検察官及び弁護士たる付添人が関与した審理の導入等の整備を行うほか、被害者等に対する配慮を実現するため、記録の閲覧及び謄写、被害者等の申出による意見の聴取等の制度を導入する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

少年法等の一部を改正する法律案(麻生太郎君外五名提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、近時、社会を震撼させる少年による凶悪重大犯罪が相次いで発生するなど、少年犯罪の動向は極めて憂慮すべき状況にある上、少年審判における事実認定手續の在り方が問われるとともに、犯罪の被害者に対する配慮を求め、声が高まりを見せており、このような問題に的確かつ迅速に対応することが喫緊の国民的課題とされていることにかんがみ、所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 少年及びその保護者に対し、その責任について一層の自覚を促して、少年の健全な成長を図るための少年事件の処分等の在り方の見直し

(一) 刑事処分を可能とする年齢を十六歳以上から十四歳以上に引き下げる。

(二) 十六歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、検察官への送致を原則とすること。

(三) 家庭裁判所は、保護者に対し、訓戒などの措置をとることができることとするものとし、また、審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならないこととする。

2 少年審判における事実認定手續の一層の適正化を図り、少年審判に対する被害者を始めとする国民の信頼を維持、強化するための制度の導入

(一) 家庭裁判所における少年審判等への裁定合議制度を導入すること。

(二) 事実認定の手續に検察官が関与した審理を導入することとし、検察官が審判の手續に関与する場合において、少年に弁護士である付添人がいないときには、家庭裁判所

平成十二年十月三十一日 衆議院會議録第八号

少年法等の一部を改正する法律案及び同報告書

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

が弁護士である付添人を付すること。

(三) 事実認定及び法令の適用に関し、検察官の申立てにより、高等裁判所が抗告を受理することができる制度を設けること。

(四) 現行法上最長四週間とされている観護措置期間を、最長八週間までとすることができ、るように延長すること。

(五) 保護処分終了後における救済手続を整備すること。

3 被害者等に対する配慮を充実する制度の導入

(一) 家庭裁判所が、被害者等の申出により、その意見を聴取する制度を導入すること。

(二) 家庭裁判所が、被害者等に対し、少年審判の結果等を知照する制度を導入すること。

(三) 被害者等に対し、一定の範囲で非行事実に係る記録の閲覧又は謄写を認めることを可能とすること。

4 この法律は、平成十三年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近の少年犯罪の動向等にかんがみ、少年及びその保護者に対し、その責任について一層の自覚を促して少年の健全な成長を図るため、刑事処分を可能とする年齢を引き下げ、故意の犯罪行為により人を死亡させた罪の事件について検察官への送致を原則とする制度等を導入するとともに、少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るため、裁定合議制度並びに検察官及び弁護士たる付添人が関与した審理の導入等の整備を行うほか、被害者等に対する配慮を実現するため、記録の閲覧及び謄写、被害者等の申出による意見の聴取等の制度を導入しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブ 佐々木秀典君外三名から検察官への送致に関する規定の修正等を内容とする修正案が、また、自由党藤島正之君から少年法における少年年齢の引下げ等を内容とする修正案が提出されたが、いずれも否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十二年十月三十一日

法務委員長 長勢 甚遠

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 少年審判における事実認定手続及び検察官送致の在り方について、実務の運用を見ながら、今後とも検討を行うこと。

二 観護措置期間を更に延長できるものとする。ことの可否について、実務の運用を見ながら、引き続き検討を行うこと。

三 少年法の適用年齢を二十歳に満たない者から十八歳に満たない者に引き下げることに付いて、時代の変遷、主要各国の現状、選挙権年齢等他法令に定めるその他の年齢区分との均衡を勘案しつつ、検討を行うこと。

四 悪質重大な少年事件で、社会的に正當な関心事であるものにつき、少年に係る記事等の掲載の禁止を定める少年法第六十一条に例外規定を設けることについて、司法判断等の動向をも踏まえ、検討を行うこと。

五 少年の健全育成及び非行防止のための施策並びに非行少年の更生保護など社会復帰のための施策を充実・強化すること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十二年十月三十一日

提出者

議院運営委員長 藤井 孝男

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「割合を」を「割合(十二月一日に係る勤勉手当の額については、当該各号に掲げる割合に十二分の十一を乗じて得た割合)」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて国会議員の秘書の勤勉手当の額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。